次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

「一般事業主行動計画」

【計画期間】

令和７年４月１日　～　令和１０年３月３１日までの３年間

【目標】

①　人事コース制度の見直しによるコース転換制度の新設。積極的運用により計画期間内に女性の一般職から総合職への転換１名以上を目標とする。

②　育児・介護の諸制度の周知徹底により利用を促進し、仕事と育児・介護との両立を支援する。

③　有給休暇取得を促進、取得率７５％以上。

④　所定外労働時間の削減、各年度で前年対比減少を目標とする。